

2. 認証手数料

2.1 新規手数料

(単位:円)

特定無線設備の種別	略称	証明手数料		
		申込設備を提出	申込設備を提出せず 試験結果通知書等を 提出する場合	
第2条第1項第1号の4	MCA陸上移動局	470,000	230,000	
	MCA指令局	470,000	230,000	
第2条第1項第1号の9	SSB	470,000	230,000	
第2条第1項第1号の10	デジタル	470,000	230,000	
第2条第1項第1号の11	F3E等	470,000	230,000	
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク	470,000	230,000	
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	470,000	230,000	
第2条第1項第1号の13	海上用DSB	470,000	230,000	
第2条第1項第1号の14	SSB	470,000	230,000	
第2条第1項第1号の15	F3E等	470,000	230,000	
第2条第1項第2号	無線標定	500,000	230,000	
第2条第1項第2号の2	ラジオ・バイ	470,000	230,000	
第2条第1項第3号	市民ラジオ	380,000	280,000	
第2条第1項第3号の2	気象援助局	470,000	230,000	
第2条第1項第4号	パーソナル	470,000	230,000	
第2条第1項第4号の2	簡易無線	470,000	230,000	
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線	470,000	230,000	
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線	470,000	230,000	
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)	470,000	230,000	
第2条第1項第4号の7	920MHz帯簡易無線局	470,000	230,000	
第2条第1項第5号	50GHz帯CR	500,000	230,000	
第2条第1項第6号	構内無線	470,000	230,000	
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)	470,000	230,000	
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)	470,000	230,000	
第2条第1項第7号	コードレス電話	(親機)	240,000	190,000
		(子機)	240,000	190,000
第2条第1項第8号	特定小電力無線局	1GHz以下	380,000	280,000
		1GHz～10GHz	380,000	280,000
		10GHz以上	650,000	380,000
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局	500,000	230,000	
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局	500,000	230,000	
第2条第1項第10号	携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うもの)	470,000	230,000	
	携帯無線通信用陸上移動局(陸上移動局(小電力リピータ))	470,000	230,000	
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)	430,000	230,000	
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)	430,000	230,000	
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	470,000	230,000	
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等	470,000	230,000	
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	470,000	230,000	
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	470,000	230,000	
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局	470,000	230,000	
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局(包括免許)	470,000	230,000	
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)	430,000	230,000	
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)	430,000	230,000	
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EVDOマルチキャリア)移動局	430,000	230,000	
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	470,000	230,000	

特定無線設備の種別	略称	証明手数料	
		申込設備を提出	申込設備を提出せず 試験結果通知書等を 提出する場合
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	470,000	230,000
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	470,000	230,000
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	470,000	230,000
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	470,000	230,000
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 屋内小型基地局	470,000	230,000
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	430,000	230,000
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	430,000	230,000
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	470,000	230,000
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	470,000	230,000
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局	430,000	230,000
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等	470,000	230,000
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局	430,000	230,000
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	470,000	230,000
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局	430,000	230,000
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等	470,000	230,000
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局	470,000	230,000
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局	470,000	230,000
第2条第1項第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局	430,000	230,000
第2条第1項第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等	470,000	230,000
第2条第1項第11号の23	UMB用陸上移動局	430,000	230,000
第2条第1項第11号の24	UMB用基地局等	470,000	230,000
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	430,000	230,000
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	430,000	230,000
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	470,000	230,000
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等	470,000	230,000
第2条第1項第12号	アマチュア無線局	470,000	230,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ	380,000	280,000
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(静止/オムニトラックス)	500,000	230,000
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止/オーブコム)	430,000	230,000
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局	530,000	230,000
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局	500,000	230,000
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局	530,000	230,000
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局	470,000	230,000
第2条第1項第17号	非常警報用固定局	470,000	230,000
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局	530,000	230,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(2,400~2,483MHz)	380,000	280,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム(2,471~2,497MHz)	380,000	280,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)	380,000	280,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)	380,000	280,000
第2条第1項第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力データ通信システム	380,000	280,000
第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム	380,000	280,000
第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム	380,000	280,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム	650,000	380,000
第2条第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム	650,000	380,000
第2条第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム(10ミリワット以下)	650,000	380,000
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	420,000	230,000

特定無線設備の種別	略称	証明手数料	
		申込設備を提出	申込設備を提出せず 試験結果通知書等を 提出する場合
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)	530,000	230,000
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	530,000	230,000
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)	470,000	230,000
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局	420,000	230,000
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)	420,000	230,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(空中線電力0.01ワット以下)	380,000	280,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局	430,000	230,000
	800MHz帯デジタルMCA指令局	470,000	230,000
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話(狭帯域TDMA)	800,000	280,000
	(親機)	800,000	280,000
	(子機)	800,000	280,000
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)	380,000	280,000
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	380,000	280,000
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局	800,000	280,000
第2条第1項第23号	PHS基地局	470,000	230,000
第2条第1項第23号の2	PHS中継局	470,000	230,000
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等	470,000	230,000
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局	530,000	230,000
第2条第1項第25号	RZSSB	470,000	230,000
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB	470,000	230,000
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB	470,000	230,000
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル	470,000	230,000
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	470,000	230,000
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	470,000	230,000
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局	530,000	230,000
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン	470,000	230,000
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局(静止/N-STAR)	470,000	230,000
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局(非静止/イリジウム)	430,000	230,000
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	430,000	230,000
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のレーダー(第3種レーダー)	470,000	230,000
第2条第1項第29号	設備規則第48項第4項のレーダー(第4種レーダー)	470,000	230,000
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局	470,000	230,000
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)	500,000	230,000
第2条第1項第30号の3	HST携帯移動地球局(船上地球局)	500,000	230,000
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線	500,000	230,000
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	500,000	230,000
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	500,000	230,000
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	500,000	230,000
第2条第1項第31号の5	80GHz帯陸上移動局	500,000	230,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局	550,000	450,000
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局	470,000	230,000
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	500,000	400,000
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	470,000	230,000
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)	470,000	230,000
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)	530,000	230,000
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等(周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	530,000	230,000
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局(4相位相変調等)	530,000	230,000
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局(信号伝送速度:6メガビット以上)	530,000	230,000

特定無線設備の種別	略称	証明手数料	
		申込設備を提出	申込設備を提出せず 試験結果通知書等を 提出する場合
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	530,000	230,000
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム	470,000	230,000
第2条第1項第47号	超広帯域(UWB)無線システム	800,000	280,000
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	800,000	280,000
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	470,000	230,000
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	530,000	230,000
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	430,000	230,000
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	470,000	230,000
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局等	470,000	230,000
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	470,000	230,000
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局	470,000	230,000
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	530,000	230,000
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	530,000	230,000
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルター	530,000	230,000
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルター (CATV網等接続型)	530,000	230,000
第2条第1項第57号の3	エリア放送用一般放送局	530,000	230,000
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	530,000	230,000
第2条第1項第59号	簡易型国際VHF(固定型)	430,000	230,000
第2条第1項第60号	簡易型国際VHF(携帯型)	430,000	230,000
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	530,000	230,000
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	470,000	230,000
第2条第1項第63号	700MHz帯高速道路システム基地局	530,000	230,000
第2条第1項第64号	700MHz帯高速道路システム陸上移動局	470,000	230,000
第2条第1項第65号	23GHz帯陸上移動局	530,000	230,000
第2条第1項第66号	23GHz帯固定局	530,000	230,000
第2条第1項第67号	11GHz帯又は15GHz帯固定局	530,000	230,000
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識(406MHz帯及び121.5MHz)	470,000	230,000
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム	430,000	230,000

1) 認証手数料

- ア 製造工場が「ISO9000S認定」を受けていない場合、¥40,000を加算します。
- イ 複合無線設備(1つの筐体で種別が異なる複数の無線設備。以下同じ。)に係る申込みの場合には、認証手数料の最も高額なもの額に、その他の無線設備の認証手数料の額の1/2を加算した額とします。
- ウ 携帯電話移動局で複数の認証が関係している場合、2番目の認証から10万円とする事があります。

2) 設備の使用料

- ア アンテナ一体型試験法又は空中線特性試験を行う際に、電波無反射室を使用する場合は、試験料の額に1件当たり¥100,000を加算します。ただし、複合無線設備については、1件とみなします。
- イ 周波数の許容偏差の測定に際して、環境条件のうち、温度要件のみを実施した場合は¥25,000を、湿度要件のみを実施した場合は¥45,000を、湿温度要件を実施した場合は¥70,000を、また、振動要件を実施した場合は¥70,000を加算します。なお、複合設備及び送受信機が2台以上の場合には環境試験の額に¥49,000を加算とします。
- ウ その他の装置の審査で諸特性測定を行う場合は¥60,000を加算します。
- エ 工事設計認証の申し込みに於いて、申込みの取り下げがあった場合は、¥40,000を申し受けます。また、試験を実施した後に申込みの取り下げの場合は、試験手数料の全額を加算します。
- オ 5GHz無線LANでDFSの測定が必要な場合別途費用が発生します。
- カ 同一種別に於いても、別モード等試験が必要な場合は、1モードあたり試験手数料¥70,000を加算します。その他のモードがある場合は、別途協議するものとします。
- キ SARの測定費用は別途算出致します。